

## 京都教育大学情報処理センター利用細則

平成21年3月 3日 制定  
令和 3年3月10日 最終改正

(趣 旨)

**第1条** 京都教育大学情報処理センター規程第18条の規定に基づき、京都教育大学情報処理センター（以下「センター」という）の利用については、この細則の定めるところによる。

(利用資格)

**第2条** センターの利用資格者は、次に掲げる者とする。

- 一 本学の役員・教職員およびこれらに準ずる者
- 二 本学の学部・専攻科および大学院学生
- 三 本学の研究生
- 四 その他センター長が認めた者

(利用目的)

**第3条** センターの利用目的は、次に該当するものに限る。

- 一 教育利用：大学の教育にかかわってセンターを利用するもの
- 二 研究利用：研究または卒業研究等にかかわってセンターを利用するもの
- 三 業務利用：本学の教育・研究を支援するための業務に利用するもの
- 四 特別利用：前号以外の目的でセンター長が認めたもの

(利用手続き等)

**第4条** センターを利用しようとする者は、情報システム利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 有効期間等については、次のとおりとする。

利用資格者	申請時期	利用資格の有効期間	承認の有効期限
第2条第1号の資格者のうち教職員	採用時	在職期間（退職もしくは転任した場合は、別に定める一定の猶予期間内の資格の継続を認める。）	在職期間（退職もしくは転任した場合は、別に定める一定の猶予期間内の資格の継続を認める。）
第2条第2号の資格者	入学した事実をもって、申請および承認がなされたものとする。	在籍期間	在籍期間
第2条第3号の資格者	随時	在籍期間	原則として当該年度（当該年度を超えて利用する場合は、更新の手続きが必要）
第2条第4号の資格者	随時	センター長が認めた期間	センター長が認めた期間

(開館時間)

**第5条** センターの開館時間については、平日午前8時45分から午後8時15分までとする。ただし、年末年始の特別休暇日、夏季における一斉休業およびセンターの指定する特定の日を除く。

(授業等での利用に対する端末室の利用)

**第6条** 端末室を授業等で利用する場合には、当該授業等の担当責任者を1名決定すること。担当責任者は本学教職員に限る。非常勤講師が担当する授業の場合は、連絡担当の教職員が担当責任者となること。

**第7条** 端末室を通常の授業で利用する場合には、担当責任者がIPC授業利用申請書を提出すること。

2 集中授業、研修会、公開講座等、通常の授業以外で端末室を利用する場合は、担当責任者が施設利用申請書を提出すること。

**第8条** 授業利用に対する端末室の割り当てについては、次に掲げるとおりとする。

一 通常の授業に対する利用割り当ては、センターが事前に実施する調査に基づいて各授業の担当責任者の間で調整し、IPC授業利用申請書の提出をもって確定するものとする。

二 通常の授業以外の利用申請に対しては、前項の利用を優先した上で、原則として先着順に端末室を割り当てる。ただし担当責任者間で調整が行われる場合はこの限りでない。

(貸し出し機器の利用)

**第9条** 貸出機器の利用時間や利用手続きについては、センターが別に定める。

(禁止行為)

**第10条** センターにおいて以下の行為を禁止する。

一 館内および入り口付近で喫煙することおよび吸殻を捨てること。

二 端末室および廊下で飲食すること。

三 飲食物および空き缶等のゴミを端末室に持ち込むこと。

四 傘立ての鍵を館外へ持ち出すこと。

五 授業が行われている端末室を当該授業と無関係のものが使用すること。

六 端末室で携帯電話を用いて通話すること。

七 ログインしたまま長時間席を離れることおよび荷物等で端末室の座席を占有すること。

八 端末室のプリンタで印刷した書類をプリンタに放置したまま退出すること。

九 その他センター利用者の迷惑となる行為。

(プリンタの使用制限)

**第11条** センターは、利用者がセンターのプリンタを用いて印刷可能な枚数に制限を設ける。詳細については、センターが別に定める。

(利用者の損害賠償責任)

**第12条** 利用者が、故意または過失により、センターの物品等を損傷・亡失した場合または学内外のネットワークシステムおよび第三者に損害を与えた場合、センターは利用者にその損害の賠償を求めることがある。

(センターの免責)

**第13条** 利用者のセンター内における所持品の破損，紛失，盗難その他のトラブルについて，センターは一切その責任を負わないものとする。

(利用資格の制限と停止)

**第14条** センターは，利用者が第10条の禁止行為を行った場合，また利用者によってセンター運用に著しい支障が生じた場合，あるいはセキュリティ上の重大な問題が発生した場合には，その利用者に対し，利用範囲の制限や利用資格の停止をすることができる。

(雑 則)

**第15条** この細則に定めるもののほか，センターの利用に関し必要な事項は，情報処理センター運営委員会の議を経てセンター長が定める。

**附 則**

この細則は，平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は，令和2年3月1日から施行する。

**附 則**

この細則は，令和3年3月10日から施行する。